⑵　失われる利益

上記の環境影響調査その他の調査等によると、本件区間及びその周辺の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物のオジロワシ及びイヌワシの飛翔並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカの営巣、オオタカ及びハヤブサの飛翔が確認されている。このうち、クマタカについては、有識者の指導及び助言を受けながら、今後も継続してモニタリング調査を行い、保護対策について検討及び実施をすることとしている。また、オジロワシ、イヌワシ、オオタカ及びハヤブサについては、営巣が確認されていないこと、周辺の土地には同様の生息環境が広く残存することなどから影響は軽微であると認められる。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が７箇所存在するが、このうち６箇所については発掘調査を完了しており、現地保存が必要な遺物は発見されていない。起業者は残る１箇所についても新潟県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における異常気象時通行規制区間及び落石危険箇所を回避した線形の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第３種第２級の規格に基づきバイパス方式により２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業のルートは、本件区間を通過し、阿賀野川左岸の集落へのアクセスを考慮した阿賀野川左岸ルート案(以下「申請案」という。)のほか、現道における異常気象時通行規制区間及び落石危険箇所を回避し、阿賀野川右岸の集落へのアクセスを考慮した阿賀野川右岸ルート案の２案について検討が行われている。申請案と阿賀野川右岸ルート案を比較すると、必要面積が少ないこと、ＪＲ磐越西線の横断がなく、阿賀野川の橋梁も１箇所で、トンネル延長も短いこと、事業費も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的な計画であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、幅員狭小箇所、線形不良箇所、異常気象時通行規制区間及び落石危険箇所が存在していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通を確保し、主要幹線道路としての機能を確保する必要があると認められる。

また、新潟県新発田市長を会長とする新潟県県北地方振興促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　新潟県東蒲原郡阿賀町役場

○国土交通省告示第千四百三十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年十月十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月一日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5016号	ナブテックス受信機（日本語用）	ＮＸ－800Ａ	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町９番52号

○環境省告示第八十七号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月一日　　環境大臣　松本　龍

表（ＲＳ）－２－ブロモ－Ｎ－（α，α－ジメチルベンジル）－３，３－ジメチルブチルアミド（別名ブロモブチド）の項の次に次のように加える。

Ｓ－ベンジルＯ，Ｏ－ジイソプロピルホスホロチオアート（別名イプロベンホス又はＩＢＰ）	0.093mg／l
１－（６－クロロ－３－ピリジルメチル）－Ｎ－ニトロイミダゾリジン－２－イリデンアミン（別名イミダクロプリド）	0.15mg／l
㈣－㈤－１－（４－クロロフェニル）－４，４－ジメチル－２－（１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－１－イル）ペンタ－１－エン－３－オール（別名ウニコナゾールＰ）	0.042mg／l
Ｎ－tert－ブチル－Ｎ’－（４－エチルベンゾイル）－３，５－ジメチルベンゾヒドラジド（別名テブフェノジド）	0.042mg／l
㈡－２－tert－ブチルイミノ－３－イソプロピル－５－フェニル－１，３，５－チアジアジナン－４－オン（別名ブプロフェジン）	0.023mg／l
３－（２－クロロ－４－メシルベンゾイル）－２－フェニルチオビシクロ［３．２．１］オクタ－２－エン－４－オン（別名ベンゾビシクロン）	0.090mg／l

○防衛省告示第二百十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき、平成二十二年十一月二十六日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十二年十二月一日　　防衛大臣　北澤　俊美

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県浦添市字城間西空寿（一五五番一）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県浦添市屋富祖三丁目一番一号　屋富祖公民館

○東北地方整備局告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月一日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月一日　　東北地方整備局長　青山　俊行